

# 地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターにおける ベビー用寝具等提供業務および洗濯業務に関する委託契約書

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターにおいて実施するベビー用寝具等提供業務および洗濯業務に関して、奈良県総合医療センター 院長 菊池 英亮（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇 代表者 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項に基づき契約を締結する。

## （総 則）

第1条 乙は甲の指示に従い、地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターに入院中の新生児及び未熟児に使用するベビー用寝具等提供業務および洗濯業務（搬入・回収・洗濯・消毒・納品・在庫管理）（以下本業務という）を行うものとする。

## （業務の内容および保証）

第2条 乙が提供する本業務の内容については次の各号によるものとする。

1. 乙が甲から本業務の委託を受ける品目および料金は別表に掲げるものとする。
2. 乙は、甲から回収した使用済みのベビー用品等を持ち帰り、自動的に厚生労働省定めるガイドライン（平成5年1月25日、衛指第224号）に沿って業務を行う。
3. 甲から回収したベビー用品等は、乙によって回収した日から1週間後に納品される。やむを得ず1週間を越えた期間を要する場合は、必ず甲へ事前に報告を行い、納期に関して了解を受けるものとする。
4. 本業務の対象品目は、甲が所有するものを対象とする。
5. 乙はいかなる事故等が発生しても、乙の責任において甲に本業務の提供を行わなければならない。ただし、天変地異による場合は、この限りではない。

## （契約保証金）

第3条 契約保証金は、地方独立行政人第27条第1項に該当する場合は免除する。

## （品目および委託料）

第4条 本業務を履行するにあたり、品目および委託料は別表のとおりとする。  
取扱品目について、やむを得ない事情により変更する必要がある場合は、速やかに協議を行い決定するものとする。

また、契約期間中において、物価・労賃等の著しい変動により、双方いずれかに不当な不利益が生ずるときは、甲、乙協議の上、委託料を変更することができるものとする。

## （契約期間）

第5条 本業務に係る契約期間は  
平成31年 4月 1日 から  
平成33年 3月 31日 までとする。

## （検収）

第6条 乙は納品のつど、その品目の内容及び数量について、甲の指定する責任者の検収を受け、甲、乙双方において確認し、その数量の適正を期するものとする。

## （料金の請求および支払い）

第7条 乙は前条による確認をうけたベビー用寝具等提供業務および洗濯業務の1ヵ月に対する料金（検収数に単価を乗じた額）に法令で定められた消費税を加算した

額を毎月1回請求するものとする。

1. 乙は本業務に係る1ヵ月分の報告書または納品書および、料金に係る請求書を翌月7日までに甲に提出するものとする。  
甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙はこの契約によって生じる権利又は義務については、これを第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(破損等における弁償)

第9条 乙は、ベビー用寝具等の破損は適宜修理し、清潔で適切な状態を保つよう努めること。また、甲の所有するベビー用品等を破損・紛失した場合は、乙の責任によって弁償しなければならない。ただし、摩耗・経年劣化を原因とする破損等が認められる場合に関しては、このとおりではない。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められる時は、契約を解除することができる。

1. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
3. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
6. 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
7. 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、甲が甲との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
8. 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- 2 前項の規定により、契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10（乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(個人情報保護および秘密の保持)

第11条 乙は、本業務履行に際し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知

り得た秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(疑義)

第12条 この契約条項に記載されていない事柄については問題が生じた場合は、その都度双方協議のうえ善処するものとする。

本契約の締結を証するために本書2通を作成し、甲乙総合記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年 月 日

甲 奈良県奈良市七条西町二丁目897番5号  
地方独立行政法人奈良県立病院機構  
奈良県総合医療センター  
院長 菊池英亮

乙

## &lt;契約項目表&gt;

※消費税は別途請求されるものとする。

## ①ベビー用寝具等

1	着物セット大（ネル上着+肌着）	円
2	肌着	円
3	おくるみ（柄）	円
4	ベビーベッド用マット	円
5	ベッドパッド（柄）	円
6	バスタオル	円
7	小タオル	円

## ②ベビー用品（洗濯）

1	ベビー毛布	円
2	ベビー包布	円
3	コットカバー	円
4	保育器カバー	円
5	寝返り防止ピロー	円